

社会福祉事業 あり方通信 no.114

日本障害者センター
「社会福祉事業のあり方検討会」

特定非営利活動法人 日本障害者センター
住所：東京都新宿区大久保 1-1-2
富士ビル4F
電話：03-3207-5621
FAX：03-3207-5628
メール：center@shogaisha.jp

社会保障施策の動向とわらい、社会福祉事業の現在を伝え、あり方を問い直す

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策 社会福祉施設等編

あり方通信 no.113 では、新型コロナ対策の基本を整理しました。no.114 では引き続き、社会福祉施設等編をお伝えします。

■ 社会福祉施設等での拡大予防対策

新型コロナ感染症は高齢者や基礎疾患のある方が重症化しやすいため、これらの方が集まる社会福祉施設等での拡大予防対策は非常に重要です。

社会福祉施設等での対策については、2月23日にされた事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について（以下「徹底連絡」）」、および2月24日の「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスにおける）感染拡大防止のための留意点について」と「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（以下「拡大予防の留意点」）で整理されています。

これらの事務連絡が保育所等の子ども関連事業所を対象としているか否かの記載はありません。しかし、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（2月27日）に放課後等デイサービス・児童発達支援事業所での対応は、24日の通所・短期入所施設における対応の事務連絡と同様の取り扱いとされていることから、保育所等の対応も同様と考えられます。

23日と24日の事務連絡を整理すると参考資料1の通りとなります。なお、参考資料には記載していませんが、「徹底連絡」では以下のように偏見や差別の予防も求めているので十分に注意してください。

職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

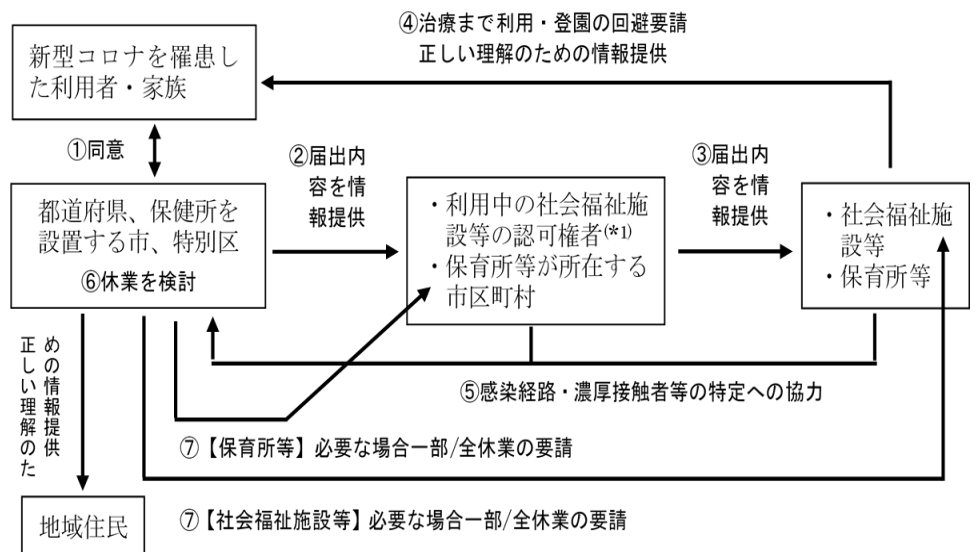
■ 利用者等が新型コロナに感染した場合

「徹底連絡」と「拡大防止の留意点」に先立つ2月18日「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」と「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」が発出されました。これらの事務連絡をまとめたものが図表1です。

■ 人員配置基準や報酬等は柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるとして、老健局・障害保健福祉部は臨時的に柔軟な対応を認めるとしています。第1報では、令和元年台風第19号に伴う災害の際の取扱いを参考にすることを求めるのみでしたが、第2報では都道府県、保健所を設置する市・特別区（以下 都道府県等）からの要請によって休業している際にサービスを提供した場合の報酬に係る考え方が示されました。ただし、老健局と障害保健福祉部では考え方が異なっているので、注意が必要です。

【図表1：利用者等に感染者が出た場合の対応プロセス】



*1 許可権者が市区町村でない場合、都道府県等は市区町村にも連絡する
【都道府県等が感染のおそれがある利用者等について必要と認める場合】
認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請する。

【A. 介護保険事業所】

- ① 都道府県等からの要請で休業中であって
 - ② 都道府県等と相談し利用者等の意向を確認した上でサービスを提供了した場合
- ⇒「相応」の介護報酬の算定が可能

- i 休業となった事業所と異なる公民館等の場所で指定サービスに相当するサービスを提供した場合
⇒サービス提供時間等に応じて介護報酬を算定
- ii 居宅の利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅に訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合
⇒通所系サービスの場合：提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定
 - * 短時間の場合、最短時間の報酬区分で算定
通所介護：2時間未満の場合
→2時間以上3時間未満
通所リハ：1時間未満の場合
→1時間以上2時間未満
 - * 1日複数回訪問し、サービス提供する場合
→それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できる。
ただし、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書の提供時間に相当する報酬が上限。その場合、居宅介護サービス計画書の提供時間に対応した報酬区分で算定
 - * 加算・減算は引き続き行う。ただし、患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等は、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」に準ずる

【B. 障害福祉事業所】

- ①-A 都道府県等からの要請で休業中の場合
 - ①-B またはサービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者へ感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合であって
 - ② 利用者の居宅等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合
- ⇒通常と同等のサービスを提供しているものとして報酬を算定できる

また、「社会福祉施設等における職員の確保について」（2月17日）で、「職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう必要な対応」を求めています。必要性は分かりますが、これが「社福連携法人」を促進するための布石になる可能性もあるので注意が必要です。

■ 学校臨時休業対策、放デイ等に丸投げ

2月日安倍首相は事前調整もなしに、全国の小中学校、高校および特別支援学校に臨時休校を要請、各地で混乱が広がっています。学童保育・認可保育

所・幼稚園・認定こども園・放課後等デイサービス（以下 放デイ）・児童発達支援事業所は対象外であるとされていますが、社会福祉業との関係で最も影響が大きいのが放課後等デイサービスです。

28日の文部科学省は通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（以下「文科省通知」）」を発出。「特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で、1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと」とし、放デイに障害児の日中支援と以下のことを求めました。

職員数やスペースの問題等で臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと

これを受けて、厚労省は同日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その1・2・3）」を発出しました。ポイントは以下の通りです。

- ① 可能な限り長時間の開所
- ② 感染の予防への留意（拡大予防の留意点参照）
- ③ 障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の柔軟な取り扱い
- ④ 保護者等から事務所に直接、利用希望が寄せられても調整を行うことが困難な場合には、保護者等に利用調整を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えるように案内すること

報酬に関しては以下の考え方が示されています。

- ① 【臨時休業日に放課後等デイサービスを提供した場合】
⇒休業日扱いで基本報酬を算定
- ② 障害福祉サービスの報酬の柔軟な取り扱い（B）の特例
【感染をおそれ欠席した障害児に居宅等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合】
⇒通常と同等のサービスを提供しているものとして報酬を算定できる

■ おわりに

あり方通信 no.113 と no.114 では、新型コロナ関連の事務連絡等を整理しました。報酬の抑制により介護・福祉人材が不足している中、緊急時にだけ医療機関や社会福祉事業所等には過剰な期待がかけられます。責任と誇りを持って課題に対応できるだけの基盤整備と処遇の改善等を国に求めていく必要があります。

（文責：山崎 光弘）

法人等で利用出来る情報はご自由にご活用ください。

【参考資料1：社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策】

	対 象	条 件	対 応 ①	対 応 ②
共通	職員、子ども、障害者、高齢者、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性がある者	無条件	マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による対策の徹底 *「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(以下 マニュアル)」、「保育所における感染症対策ガイドライン」を参照	
	概ね過去14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等(帰国者と濃厚な接触をした者を含む。) *対象地域は今後変更の可能性あり	発熱(37.5度以上)又は呼吸器症状があり感染が疑われる場合 *要保健福祉部局、保健所並びに医師又は嘱託医との連携 症状がない場合	他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄り「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡。センターから指定された医療機関を受診させる ・帰国又は接触から14日間は外出を控えさせ、健康状態を観察 ・症状が出現した場合、上記に従う	【該当する職員等がいる場合】施設長は、すみやかに市区町村に人数、症状、対応状況等を報告 【感染が疑われる職員等がいる場合】保健所に報告して指示を求める
入所施設	職員 (直接支援を行う職員だけでなく、ボランティアも含む全職員)	出勤前に体温計測、発熱(37.5度以上)の場合	出勤させない	・管理者への報告による確実な把握 ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(以下「相談・受診目安」)(令和2年2月17日)を踏まえ、適切な相談及び受診を求める ・回復後も継続的に職員の健康状態に留意
	過去に発熱が認められた場合	解熱後24時間が経過し呼吸器症状の改善傾向がみられるまで、出勤させない		
	利用者	発熱又は呼吸器症状が2日以上続いた高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者又は妊婦の場合	「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡、指示を受ける	【症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間】 ①疑いがある利用者を原則個室に移す ②個室が足りない場合、同じ症状の人を同室とする ③疑いのある利用者にケアや処置をする場合、職員にサージカルマスクを着用させる ④罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクを着用させるなど *「マニュアル」P50～のインフルエンザ対策も参照 【疑いがある利用者和其他の者の介護等】可能な限り、対応職員を分けて担当させる
		上記以外の者であって、発熱又は呼吸器症状が4日以上続いた場合		
	家族等の面会者	無条件	緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい	
面会前に体温計測、発熱の場合		面会を断る		
委託業者等	無条件	物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましい		
	施設内に立ち入る場合は事前に体温計測、発熱の場合	入館を断る		
通所・短期入所施設等	職員 (直接支援を行う職員だけでなく、ボランティアも含む全職員)	出勤前に体温計測、発熱の場合	出勤させない	・管理者への報告による確実な把握 ・「相談・受診目安」を踏まえ、適切な相談及び受診を求める ・回復後も継続的に職員の健康状態に留意
	過去に発熱が認められた場合	解熱後24時間が経過し呼吸器症状の改善傾向がみられるまで、出勤させない		
	利用者	自宅を出る前、送迎車への乗車前に体温計測、発熱の場合	解熱後24時間が経過し呼吸器症状の改善傾向がみられるまで、利用を断る	・居宅介護支援事業所・相談支援事業所に情報提供(介護・障害) ・回復後も継続的に利用者の健康状態に留意
委託業者等	無条件	物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましい		→ 居宅介護支援事業所等 ・必要に応じて訪問介護等の提供を検討 ・提供の場合
	施設内に立ち入る場合は事前に体温計測、発熱の場合	立ち入りを断る		
居宅介護事業所	職員	出勤前に体温計測、発熱の場合	出勤させない	・管理者への報告による確実な把握 ・「相談・受診目安」を踏まえ、適切な相談及び受診を求める ・回復後も継続的に職員の健康状態に留意
	過去に発熱が認められた場合	解熱後24時間が経過し呼吸器症状の改善傾向がみられるまで、出勤させない		
	利用者	サービス提供前に、本人・家族・職員が体温計測、発熱の場合	「相談・受診目安」を踏まえ、適切な相談及び受診を求める	以下の点に留意して、サービス提供 ①地域の保健所の相談、居宅介護支援事業所等との連携の上で、サービスの必要性を再度検討、感染防止策を徹底させてサービスを継続 ②感染・重篤化のおそれが高い基礎疾患を有する者・妊婦等への勤務上の配慮 ③【サービス提供前後】手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底 【事業所内】マスクを着用等、感染機会を減らすための工夫を行う